主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和〇年〇月から会社において主任技術者として勤務していたところ、平成〇年〇月〇日、会社内において工事請負契約関係にあった株式会社Aの代表取締役であるB(以下「第二当事者」という。)と口論となり、相手方から突き飛ばされ負傷した(以下「本件負傷」という。)。

請求人は、C病院に受診し「左脛骨遠位端骨折、左腓骨近位端骨折」と診断され、また、D病院にも受診し「左下腿骨骨折」と診断された。

請求人は、これらの傷病は業務災害であるとして、監督署長に療養補償給付及 び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人は法人の役員であり労災 保険法上の労働者とは認められず、また、本件負傷は業務上の事由によるもので あるとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人が労災保険法上の労働者と認められるか否か、また、請求人の本件負傷が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

- 第6 事実の認定及び判断
 - 1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

当審査会は、本件事案に関し明らかにされた請求人、同人の父親及び本件負傷を与えた相手方(第二当事者)の申述並びに会社の登記資料その他の諸資料を子細に検討したが、原処分庁及び審査官決定と同様、請求人の主張を裏付ける客観的な資料を見いだすことはできなかった。

すなわち、請求人は、会社取締役であるとともに会社代表者の実子であり、代表者と同居して生計を一にしているのみならず、会社が請求人に支払っている役員報酬は賃金とは認められないことなどからして、請求人は労災保険法上の「労働者」とは認められない。

仮に請求人が労災保険法上の労働者であることを肯定するとしても、本件相手 方の暴行行為は、請求人自身が「お互いにかっかした状態で殴りあった」と述べ ているように、請求人と相手方との「けんか」(私闘)に際して起こったもので あって、その結果たる本件負傷は業務上の事由によるものとは言い難い。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休 業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はな い。

よって主文のとおり裁決する。